

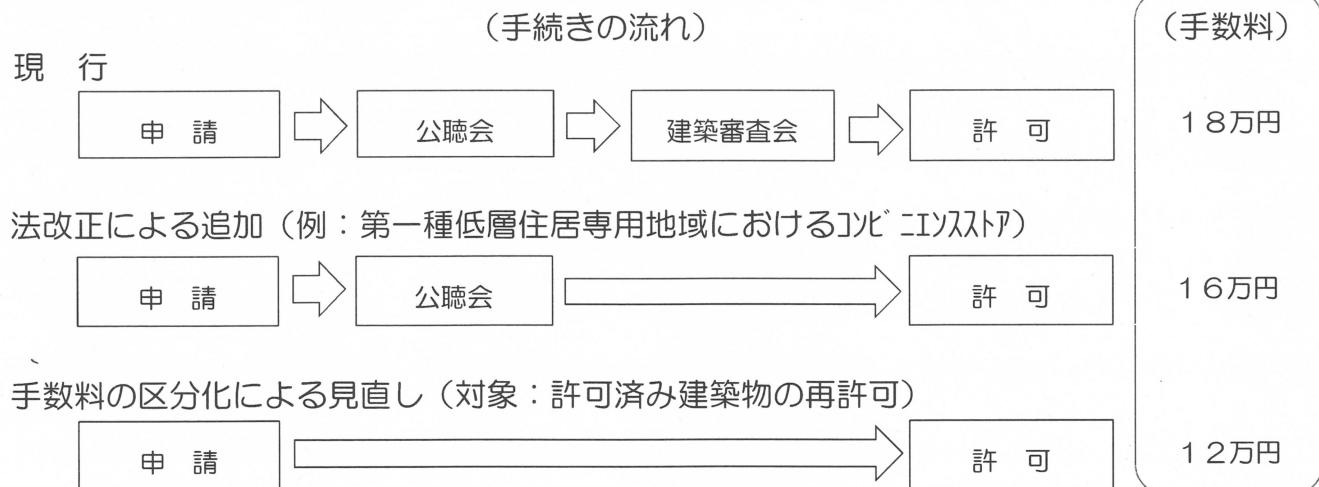
令和元年6月14日
建設水道常任委員会資料
都市整備部建築指導課

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

今回の条例の一部改正は、「建築基準法の一部を改正する法律」の施行に伴い、以下の3項目について、手数料の種類及び額を定めるものです。

(1) 用途制限に係る特例許可手続きの簡素化に伴う許可の手数料の追加

地域毎に定められた用途規制により、通常は建築が認められていない用途の建築物に対して、環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて、建築の特例許可をする際の手数料を定めます。(別表第1(18)関係)

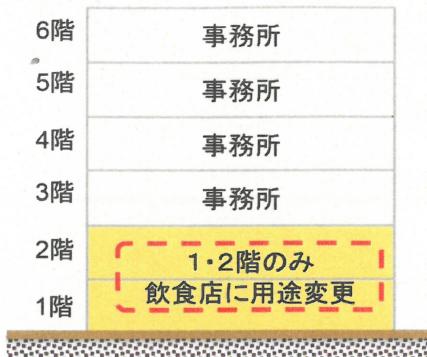


(2) 既存不適格建築物を用途変更する場合の段階的・計画的に現行基準に適合させていく計画に対する認定の手数料を新設

既存不適格建築物の一部分を用途変更する際に必要となる、現行基準に適合させる全面的な改修工事を、階ごとに分けるなど段階的・計画的に行っていく計画について、安全上、防火上、避難上の危険性が増大しないこと等を確認し、改修の猶予を認める場合の手数料を定めます。

例：事務所※の一部転用

※ 基準強化前に建設された既存の事務所



用途変更しない部分も含めた建築物の全体について、一部分の用途変更時に直ちに、現行基準に適合させる全面的な改修が必要

改修例
① 排煙設備(全館にダクト及びファンを設ける等)の設置工事
② 壁・天井の不燃化工事(内装に石膏ボード等を追加)

階ごとに工事を分けるなど、段階的・計画的な改修が可能に

(手数料) 建物面積に応じた手数料を設定（確認申請審査手数料に準じる。）

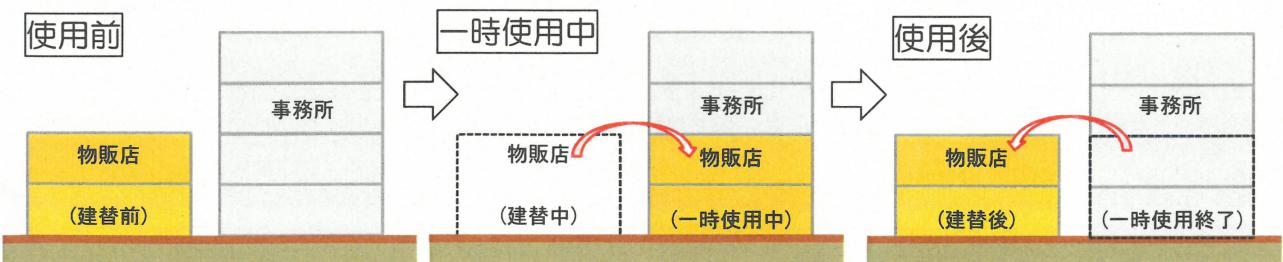
(別表第1 (46)(47)関係)

※ この設定に併せて、既存不適格建築物の増改築等をする場合の認定手数料についても、同様に見直しを行います。（別表第1 (44)(45)関係）

(3) 既存建築物を一時的に特定の用途とする場合の制限緩和に係る特例許可の手数料の新設

既存建築物を一時的に別の用途で使用する際、その期間中の対応により、安全上、防火上、衛生上、支障がないと認められる場合に、期間を定めて一時の使用の許可をする場合の手数料を定めます。当該許可を受けた場合、制限緩和として一部の法規定が適用除外となります。

例：事務所の一部転用



(手数料) 使用期間（3月以内、3月超え、1年超え）に応じた手数料を設定

(別表第1 (48)関係)